

第 1 章 計画策定について

第1章 計画策定について

1 計画策定の背景と趣旨

我が国の高齢化は諸外国に例をみないスピードで進んでおり、高齢化率(総人口に占める高齢者の割合)は28.4%(令和元年10月1日現在)となっています。

また、国立社会保障・人口問題研究所による日本の将来推計人口(平成29年推計)では、日本の高齢化率は令和7年に30.0%、令和22年には35.3%と今後も上昇を続ける見込みです。

本町においても、令和2年9月末現在の高齢者数は8,366人、高齢化率が35.2%となっており、令和7(2025)年には高齢化率は35.7%、75歳以上の後期高齢者の人口割合は24.2%となることが予測されます。また、今後は、人口及び高齢者の総数は減少していきませんが、後期高齢者の人口は令和7(2025)年まで増加することが予測されます。

町では、介護保険法117条により市町村が策定する介護保険事業計画において、我が国の高齢化率の情勢を踏まえ、第6期(平成27(2015)年度～平成29(2017)年度)以降の計画を「地域包括ケア計画」と位置づけ、令和7(2025)年までの各計画期間を通じて、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で自分らしく住み続けることができる地域包括ケアシステムを段階的に構築し、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することを目指した取組を推進しています。

また、国際社会共通の目標であるSDGs(持続可能な開発目標)の実現に向けて、国は「SDGs実施指針改訂版(令和元年12月20日)」を定めており、地方自治体には「様々な計画にSDGsの要素を反映すること」が期待されています。本計画においてもSDGsの基本理念である「誰一人取り残さない」という視点が取り入れられ、多様な主体による「パートナーシップ」によって持続可能な高齢者福祉施策と介護保険施策を推進する必要があります。

加えて、近年の多くの災害の発生状況、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により浮き彫りとなった、高齢者の健康維持や生活支援、介護事業所等への事業継続に必要な支援といった新たな課題についても、関係機関と連携した災害感染症発生時の支援、応援体制を構築し、地域の安定した生活基盤の確保に向けて検討・取組を進めていく必要もあります。

平成12(2000)年度に介護保険制度が開始されてから21年が経ち、本計画に含まれる介護保険事業計画は令和3(2021)年度より第8期を迎えます。熊野町では、令和7(2025)年に向けた地域包括ケアシステムの整備、さらなる超高齢化の進行と、現役世代人口の急減に直面する令和22(2040)年を見据え、高齢者保健福祉及び介護保険分野において今後3年間で取り組むべき事項を定め、計画を推進していきます。

介護保険制度の流れ

計画期	内容
第1期 (平成12(2000)年度～ 平成14(2002)年度)	・介護保険サービス(利用者1割負担)の開始 ・ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイの利用増加及び多様なサービスの実施
第2期 (平成15(2003)年度～ 平成17(2005)年度)	・施設入所の適正化 ・在宅介護力の強化を図る(ケアマネジャー等の質の向上など)
第3期 (平成18(2006)年度～ 平成20(2008)年度)	・介護予防システムの構築(要支援1, 2区分、予防給付、地域支援事業の創設) ・地域包括支援センターを核とした地域福祉との連携(平成18年度設置) ・「量」から「質」、「施設」から「在宅」へ市町村主体の地域福祉力による地域ケアの視点を重視
第4期 (平成21(2009)年度～ 平成23(2011)年度)	・介護給付の適正化(要介護認定やケアマネジメント等の適正化) ・介護サービス事業者に対する制度内容の周知、助言及び指導、監督等の適切な実施 ・介護サービス事業者の処遇改善への対応(介護報酬のプラス改定) ・介護療養病床廃止に向けた取組
第5期 (平成24(2012)年度～ 平成26(2014)年度)	・医療、介護、予防、生活支援、住まいが連携した包括的な支援(地域包括ケア)を推進 ・24時間対応の定期巡回・随時対応型サービスや複合型サービスを創設 ・介護療養病床の廃止期限を猶予(平成30年3月末までに延期)
第6期 (平成27(2015)年度～ 平成29(2017)年度)	・介護保険事業計画を「地域包括ケア計画」と位置づけ、令和7(2025)年度を目標に地域包括ケアシステム構築を推進 ・要支援者のサービスを「新しい総合事業」に移行し、地域支援事業開始(平成28年7月～) ・負担の公平化を図るために、高所得者の自己負担2割を実施
第7期 (平成30(2018)年度～ 令和2(2020)年度)	・自己負担の引き上げ(3割負担を導入) ・消費税増で区分支給限度基準額を引き上げ ・低所得者の保険料軽減拡充 ・予防に向けた「通いの場」の拡充 ・高額介護サービス費、補足給付(負担限度額)の見直し ・介護医療院の創設

2 計画の位置付け

(1) 法令の根拠

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき、高齢者福祉施策の基本的方向性や今後取り組むべき具体的施策、確保すべき保健、福祉サービスの目標量を定めるとともに、目標量の確保のための方策や関係機関の連携体制のあり方について定めるものです。

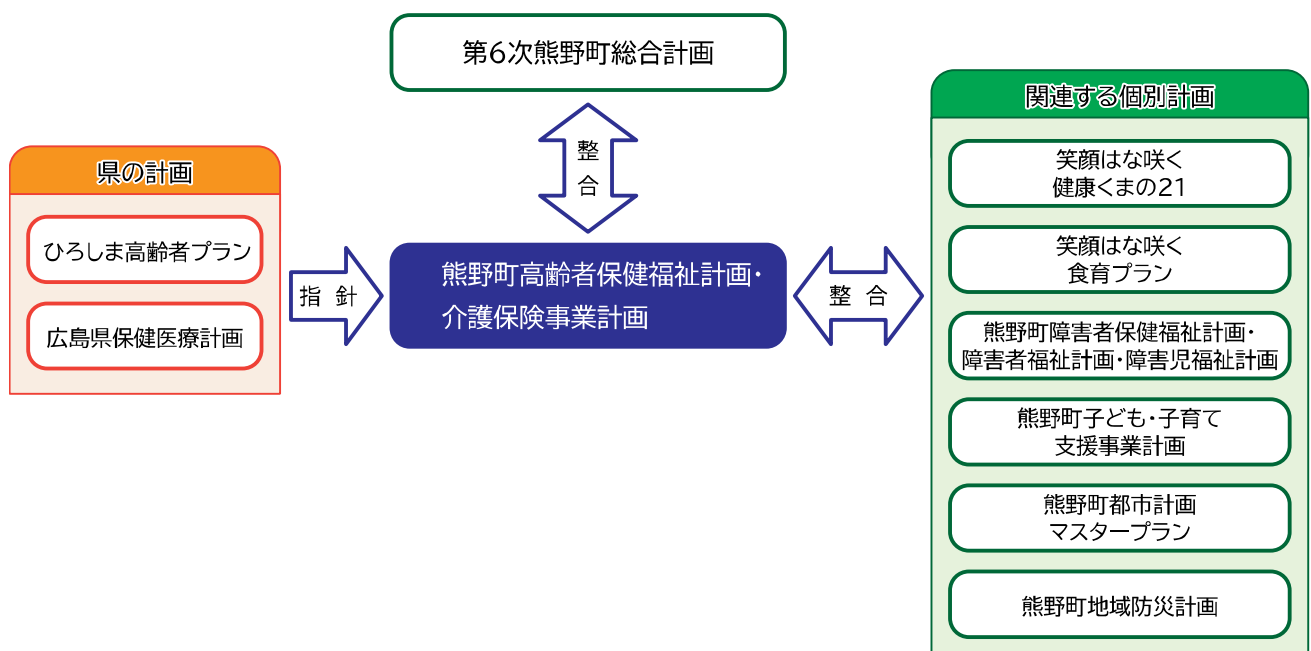
介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づき、要介護・要支援者や要介護・要支援者となるリスクのある高齢者が介護保険等のサービスを利用できるよう、対象サービスの種類やサービスの見込量を定め、保険給付及び地域支援事業の円滑な実施を確保するために定めるものです。

高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画は、根拠となる法律は異なるものの、地域での高齢者の自立した生活を支えるという目的を共有していることから一体的な計画として策定するものです。

(2) 関連計画との関係

「熊野町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」は、上位計画である第6次熊野町総合計画の福祉・保健部門計画と位置づけしており、高齢者に関する今後の保健・福祉・介護分野の施策を総合的に推進するための指針となるものです。

また、本町の関連計画、広島県の「第8期ひろしま高齢者プラン」及び「広島県保健医療計画」と整合を図り策定しました。



3 計画の期間

本計画は「団塊の世代」が 75 歳以上となる令和7(2025)年、「団塊ジュニア世代」が 65 歳以上となる令和 22(2040)年を見据えつつ、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3年間で計画期間として、高齢者保健福祉計画と第8期介護保険事業計画を一体的に定めます。

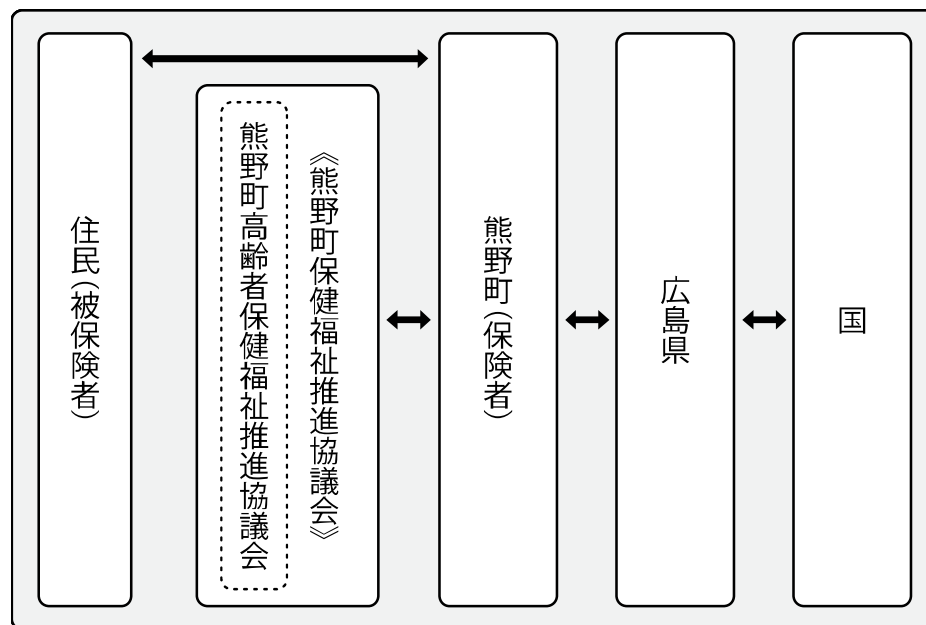
平成 27年度 (2015)	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 22年度 (2040)
第6期計画												
			第7期計画									
						第8期計画						
									第9期計画			
令和7年(2025年)と令和22年(2040年)を見据えた目標を設定												

4 計画の策定方法

(1) 策定体制

本計画の策定にあたり、行政内部での連携を図るとともに、医療関係者、福祉関係者、被保険者代表等の幅広い意見を反映するため、熊野町保健福祉推進協議会に熊野町高齢者保健福祉推進協議会を設置し、審議、検討を行いました。

[図]策定体制



(2) 高齢者の保健福祉に関するアンケート調査の実施

① 高齢者の暮らしについてのアンケート調査(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)

本計画策定にあたり、高齢者の日常生活や健康状態、介護保険制度に対する意見、高齢者福祉施策に関する要望等を把握することにより、本町の実態に即した計画策定の基礎資料とするため、次のとおり高齢者の暮らしについてのアンケート調査を実施しました。

調査名称	高齢者の暮らしについてのアンケート調査(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)
調査地域	町内全域
調査対象	65歳以上の町民(要介護1～5の認定を受けている町民を除く) 1,500人
調査方法	郵送配布・回収
調査期間	令和2(2020)年6月12日～令和2(2020)年6月30日
有効回収数	1,062人(70.8%)

② 在宅介護実態調査

介護者の就労継続や高齢者の在宅生活の継続に効果的なサービス利用等を把握するため、在宅で生活する要支援・要介護認定を受ける方を対象に調査しました。

調査名称	在宅介護実態調査
調査地域	町内全域
調査対象	在宅で生活している要支援・要介護者のうち「要支援・要介護認定の更新申請・区分変更申請」を行い、対象期間中に認定調査を受けた人
調査方法	調査員による聞き取り
調査期間	令和元(2019)年12月～令和2(2020)年4月
有効回収数	127人

5 計画の進行管理・評価

各年度における計画の達成状況を踏まえながら、評価指標が達成できるよう、関係機関との連携を図り、その実施状況の把握と進行管理に努めます。今後、3年ごとに行われる見直しの機会を捉え、それまでの取組の評価に基づき、関係機関等に対し必要な指導・助言等を行います。

また、施策全般の推進状況等の分析・評価にあたっては、熊野町高齢者保健福祉推進協議会を活用し、被保険者や医療・福祉関係者の意見を取り入れて行います。

6 日常生活圏域の設定

介護保険事業計画では、住み慣れた地域で介護保険サービスが利用できるよう、「日常生活圏域」を基本としてサービス提供拠点の確保を図ります。

本町の日常生活圏域は、地理的条件、人口、交通事情、介護サービス基盤の整備状況等を勘案し、町内全域を一つの日常生活圏域とします。

